

平成 29 年 7 月 10 日

石垣市長 殿

白保リゾートホテル問題連絡協議会

会長 新里昌央

渉外担当 柳田 090-3139-6088

(仮称) 石垣島白保ホテルプロジェクトに関して、
石垣市自然環境保全条例の事前協議のために提出された開発行為基本計画審査申請書における
虚偽の記載について

当協議会では、平成 29 年 7 月 6 日に白保公民館で行われた同プロジェクトに関する住民説明会において、表題の点について指摘を行いました。複数の法令に関係することでもあり、以下その点について解説します。

基礎資料（2，3は添付）

1. 住民説明会で使用された説明資料（以下、説明資料といいます）
2. 5月19日付公開の石垣市公文書 同プロジェクトの開発行為基本計画申請書より抜粋「污水排水計画」（以下、基本計画書といいます）
3. 聞き取り書

参照資料（ネットで検索可能です。）

1. 沖縄県浄化槽取扱要綱、および別紙＜放流先のない場合の放流水の処理法＞
2. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、および同施行規則
3. 沖縄県ホームページ「情報公開制度 [●出先窓口（出先機関）に公文書の開示の相談があった場合](#)」
4. 「石垣市自然環境保全条例の事前協議に関する開発行為基本計画審査事務取扱要領」

虚偽記載①

同プロジェクトの污水排水計画は、住民説明会でも明らかにされたように、浄化槽処理水は地下浸透方式と一部を中水利用して敷地内ですべて処理する計画である。基礎資料2. 基本計画書の「污水排水計画」2. 污水排水計画において、「八重山保健所との協議（H29.2/22 協議）により、「膜分離高度処理浄化槽」を採用の場合、地下浸透に係る事前協議は必要ない旨の回答を得た。」と書かれているが、参照資料1. 沖縄県浄化槽取扱要綱第5条第4項によると、地下浸透方式を採用する場合、保健所長との事前協議が義務付けられており、例外規定はないので、浄化槽の特定種別（「膜分離高度処理浄化槽」）の採用を根拠に、八重山保健所が地下浸透処理をする場合に義務付けられている事前協議を「必要ない」と決定することはなく、明らかに虚偽記載である。

虚偽記載②

同じく基礎資料2. 基本計画書の「污水排水計画」2. 污水排水計画において「建築物衛生管理基準」に関する記述があるが、この保健所による指摘があったと記載されている規制に間違いはない。この根拠法令は参照

資料2. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（いわゆるビル管法）施行規則 第四条の二第三項の「散水、修景または清掃の用に供する水にあつては、次に掲げるところにより維持管理を行うこと。イ し尿を含む水を原水として用いないこと」である。

問題はこのあとの記載である。八重山保健所から「ホテル棟は特定建築物に該当することから、「建築物環境衛生管理基準」に抵触するとの指摘があった。」という記載について、その基準の紹介をし、結論として「了承を得た。」とされている点である。

八重山保健所が、本来であれば法に抵触する汚水排水方式を、例外的に「違法ではない」と判断した根拠を確認するために、県出先機関である八重山保健所に対して、平成29年2月22日に（株）シビルエンジニアリング蔵元氏と協議した際と同プロジェクトに関する情報公開を求め、資料および協議録の存否を確認したところ、「同日に（株）シビルエンジニアリング蔵元氏と面談をしたが、（虚偽記載①）の項目で指摘した県浄化槽取扱要綱第5条第4項に定められた）地下浸透に係る事前協議をした事実はなく、当然、開示請求に該当する記録もないので、公文書もない。」と当時の担当者であった八重山保健所生活環境班 安里氏より回答を得た。また、同プロジェクトの計画書以外に、宮古島の事例を紹介した参考資料などを受け取ったかどうかも確認したが、残されているのは面談メモだけで、公文書に値するものはない、という回答だった。念のため、公文書が存在しないという事実を記録に残そうと基礎資料3 聞き取り書を作成し、安里氏にも確認していただいた。なお、この調査は沖縄県情報公開制度に基づき、参考資料3. 「出先窓口（出先機関）に公文書の開示の相談があった場合」にもとづいて行った。

整理すると、以下のようになる。

同プロジェクトの浄化槽処理水は、し尿を含む水を原水としているので、中水利用であってもトイレの洗浄には使えるが、散水には使えない。しかし地下浸透処理は可能。ただし、その場合は、事前協議が必要であるが、平成29年2月22日時点で、同プロジェクトに関して事前協議が行われた記録がないのは、基礎資料3. 聞き取り書の通りである。また、聞き取り書を作成し、確認が終了した平成29年5月25日時点で、基礎資料2 基本計画書の汚水排水計画に記載されている「放流水の散水方法については別事例（宮古島）を参考に」して、「人力による散水は行わず地中に有孔管を敷設し緑地の散水に用いる方式」の適法性が、提出資料をもとに八重山保健所で検討された事実はない。よって、当然この方法について八重山保健所が、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（いわゆるビル管法）施行規則に照らして適法であると「了承」することはありえないので、この記載は虚偽であることが明らかである。

念のため、平成29年7月6日時点で、石垣市都市建設課に確認したところ、5月19日に開示して以降、開発行為基本計画書の汚水排水計画のページは訂正されていないことを付け加えておく。

なお、同プロジェクトに関して参照資料4. 「石垣市自然環境保全条例の事前協議に関する開発行為基本計画審査事務取扱要領」に定められた事前協議はすでに終了しており、開発行為基本計画書の内容を関連部局との調整の結果、変更が必要とされる点以外の変更が行われることは認められていないので、住民説明会での虚偽記載の指摘を理由に市の許可なく基本計画書を変更して、開発行為の届出をすることは認められない。また、住民説明会では、浄化槽処理水は地下浸透処理のほかに、トイレの洗浄と散水、修景水として使用すると説明があったが、5月19日付公開の開発行為基本計画申請書の「排水計画平面図（汚水）」にはトイレの洗浄に必要な配管やポンプなどの設備の記載が全くなく、平成29年7月6日時点でも変更されていないことを付け加えておく。開発行為基本計画書にない「トイレ洗浄についての中水利用」を実際におこなうのかどうか、ぜひ確認したい。

白保リゾートホテル問題連絡協議会は、白保公民館の傘下関連団体として周辺地域の環境保全活動に係る、白保魚湧く海保全協議会、白保ハーリー組合、NPO法人夏花、白保日曜市運営組合によって7月3日に発足しました。